

(様式1)

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	農業政策課	整理番号	3-10
許認可等の種類	特定事業会社の議決権の取得の承認				
根拠法令条例等・条項	農業協同組合法第11条の65第2項				
許認可等の概要	信用事業若しくは共済事業を行う農業協同組合又はその子会社の特定事業会社の議決権の取得の承認				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】農業協同組合法施行規則第64条第2項 農業協同組合又はその子会社が基準議決件数を超えて議決権を有することにやむを得ないと認められる理由があるか				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 ・過去に申請実績がない又は稀であるため				
期間の制定根拠	—				